

「皇族数確保のための第2案『皇統に属する男系男子を養子に迎えること』」に対する各党・各会派の意見の要点

令和7年3月10日

主な論点(案)(令和6年5月17日全体会議において配付)	有識者会議報告書 (R3.12.22)	自由民主党	立憲民主党	日本維新の会
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧11宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々に養子に入っただけでも考えられる。</li> <li>具体的な制度の検討を進めていくべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧11宮家の皇族男子の子孫である男系の男子を養子にすることは、皇族数確保、安定的皇位継承のため必要な方策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>慎重な立場ではあるが、皇族数の確保のため第2案も選択肢として残している。</li> <li>国民の理解がほとんどない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に高く評価できる。</li> <li>皇室の歴史と整合的かつ現実的でもあり、皇室典範の改正により安定的な法制度として実現すべき。</li> <li>皇統に属する旧宮家から男系男子の養子を迎えるのは、ごく自然なこと</li> <li>皇族数の確保、ひいては皇位継承の安定性につながるのには直接的には第2案だが、第1案と同時に議論を進めることに異論はない。</li> </ul>
① 憲法上の問題の有無について		<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法2条は14条の特則。2条に基づき皇統に属する男系男子による皇位の継承を定める皇室典範も当然合憲であるとの共通認識に立って議論を進めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法上の諸課題(14条1項など)をクリアにする必要がある。</li> </ul>	
② 実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について		<ul style="list-style-type: none"> <li>制度を決めた上で、意思があれば養子縁組を進めることとすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現実的に養子対象となり得る方がおられるのかを、その方の意思とともに慎重に確認した上で、制度設計の議論に移らなければならない。</li> <li>意思確認が難しいことは理解するが、どんな知恵があるか議論したい。</li> </ul>	
③ 何らかの要件(皇室会議の議を経ることにする等)を設けるか否かについて				
④ 何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて				
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> <li>皇位継承資格を持たないこととすることが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>皇位継承資格を持たないことが適切</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的に検討すべき課題</li> </ul>	
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> <li>縁組前に生まれた子は皇族とならないことも考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縁組後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとするのが適切</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的に検討すべき課題</li> </ul>	

	公明党	国民民主党	日本共産党	れいわ新選組
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧11宮家の子孫の方々と養子縁組が認められるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早急に制度の具体化を進めるべき。</li> <li>対象を旧11宮家に限定してよいのか、または、それ以外の男系男子も対象とするのかについて、整理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この提案は、事実上、女性天皇を否定するもの</li> <li>到底、国民の理解は得られない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題がある。</li> </ul>
① 憲法上の問題の有無について	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法14条の問題は生じない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>旧皇族の子孫から国民の権利を奪うこと、600年以上も遠い血筋を遡ることなど、憲法に照らして重大な問題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法14条に抵触するとの指摘があり、議論が必要</li> </ul>
② 実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について		<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の意思確認は、皇籍離脱の経緯の確認も含めて必要</li> <li>(当事者の意思を)内々知りながら、表で聞かずに着地させる工夫も必要</li> </ul>		
③ 何らかの要件(皇室会議の議を経ることにする等)を設けるか否かについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>皇室会議の議を経るなどの措置が必要</li> </ul>			
④ 何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>天皇陛下、上皇陛下、皇嗣殿下各ご夫妻は養子縁組できないとするのが適切</li> </ul>			
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> <li>皇位継承資格は持たないとするのが適切</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>皇位継承資格を持たないとするのが適切</li> </ul>		
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> <li>縁組後に養子と婚姻した妻、縁組後に生まれた子は皇族となるとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縁組後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとするのが適切</li> </ul>		

※意見書等を提出した政党・会派については、当該意見書等での意見をもとに記載しつつ、全体会議及び各政党・各会派からの個別の意見聴取での発言により一部加筆修正しています。

	有志の会	参政党	日本保守党	社会民主党
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> <li>限定的に認めるべき。</li> <li>具体的には、内親王・女王の配偶者となる場合が考えられる。この場合、当該内親王・女王が皇位継承資格を持つかどうかの検討が必要。</li> <li>皇室典範の具体的な改正案の策定にとりかかるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>進めていくべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> <li>皇族数確保のためにはなによりも、旧 11 宮家の男系男子の皇室との養子縁組を可能にする、皇室典範改正を急ぐべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>皇室典範（第 9 条）が養子を明確に禁じることとなった経緯を想起し、恣意的に運用される危険や皇室が肥大化し費用も増えることは明らかであり、<b>反対</b></li> <li><b>断固反対</b>。決定的な理由は、旧宮家から男性を養子とする理由が、女性天皇を認めないことにあること。養子案は人工的で公平性を疑われる。女性天皇や、女性皇族が結婚後も皇族であり続けることで解決すべき。</li> <li>世論調査でも反対が多い。</li> </ul>
①憲法上の問題の有無について				<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性差別撤廃条約」、憲法 14 条、諸外国の制度を踏まえ、男系男子に限ることに理解できない。</li> </ul>
②実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について				
③何らかの要件（皇室会議の議を経ることにする等）を設けるか否かについて				
④何らかの制限（天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等）を設けるか否かについて				
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について		<ul style="list-style-type: none"> <li>皇位継承資格を持つべきではない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>皇位継承資格について、皇族となられた方には認めず、縁組後に生まれた子には認めるという考え方は、理解できない。</li> </ul>
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について		<ul style="list-style-type: none"> <li>縁組後に生まれた男子には皇位継承資格を認めるべき。</li> </ul>		

	沖縄の風	NHK から国民を守る党	【参考】(旧) 教育無償化を実現する会
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離</li> <li>反対。女性・女系天皇を認めれば必要ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> <li>可及的速やかに実行すべき。</li> <li>「旧皇族の皇籍取得」は国民の理解を得られる。</li> <li>第 1 案よりも優先的に進めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的制度化を速やかに進めるべき。</li> <li>受け入れる宮家のご意思・ご意向が最大限に尊重されることが重要</li> </ul>
①憲法上の問題の有無について	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法 14 条の問題がある。</li> </ul>		
②実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について			<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者には、内々に議長などしかるべき方々で接触を図っていただくなど、混乱を招かない形で意見を聞くことが必要</li> </ul>
③何らかの要件（皇室会議の議を経ることにする等）を設けるか否かについて			
④何らかの制限（天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等）を設けるか否かについて			
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について			
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について			